令和3年第5回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和3年6月30日 午後 1時00分開会 午後 1時50分閉会 場 所 中頓別町役場大会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

佐藤 秀樹、西 一彦、石井 進、石橋 美代子藤田 健一、石黒 和浩 森川 健一

7名

- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。0名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也
- 5 議事

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 報告第2号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令 和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

- 6 その他
 - (1) 令和3年度農地パトロール (利用状況調査) について 実施日 令和3年8月25日 (水) ~8月27日 (金) 別紙のとおり
 - (2) 今後の予定について
 - ①農業者年金業務担当者地区別研修会 令和3年8月2日(月)~3日(火) 旭川市 大雪クリスタルホール
 - ②令和3年度市町村農業委員会事務局長研修会 (Bブロック)令和3年8月12日(木) 札幌市 第二水産ビル
 - ③令和3年度全国農業委員会会長代表者集会令和3年12月2日(木) 未定
 - (3) その他
- 7. 閉 会

事務局長

ただ今から、令和3年第5回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長

(挨拶終了)

【欠席報告】

事務局

本日の欠席はありません。

【定数報告】

事務局

本日の出席委員は7名中7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が 議長となり、議事を進行致しますので、森川会長、よろしくお願い致します。

【議事録署名委員の指定】

議長

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

2番 西委員、3番 石井委員を指名いたします。

次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。

【会務報告】

事務局

事務局より説明

議長

会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。

委員

ありませんの声

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格化法人の報告について」を議題と致します。内容について事務局から報告願います。

事務局

報告第1号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格化法人の報告について」をご説明致します。

次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出が あったので報告する。 令和3年6月30日提出 中頓別町農業委員会 会長

資料につきましては、この報告の2枚目以降にございまして、令和3年○月○ ○日付けで提出がございました。その報告書に対しまして、「農地所有適確法人要 件確認書」を資料に載せてございます。

本件について提出報告のありました法人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。 (詳細について、事務局より説明。)

以上で、報告第1号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の 定期報告について」の説明を終わります。

議長

ただいま、報告第1号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人 の定期報告について」、事務局からの説明が終わりました。報告の内容につきまし て、何か、意見等はございませんか。

委員

質疑なしの声

議長

質疑が無いようですので、次に、報告第2号「農地法第3条第3項の適用による農地等の利用状況報告について」を議題といたします。内容を事務局から報告願います。

事務局

それでは、報告第2号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用 状況報告について」説明をいたします。資料をご覧下さい。

平成23年5月9日付け指令第11号で農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地所有適格法人以外の法人からの農地等利用状況報告書の提出を令和3年○月○○日に受理したので報告する。令和3年6月30日提出、中頓別町農業委員会会長。

本件については、許可条件として、「農地等の権利取得後において、その農地等を正当な理由なく効率的に利用しないと認める場合は、許可の取消しを求める場合があり、また、毎年その農地等の利用状況を報告しなければなりません。」という解除条件付きの許可をしているもので、農地法第3条第6項の規定に基づく報告であります。報告内容については、農地法施行規則第19条の規定に基づいた内容となっています。

(詳細について、事務局より説明。)

以上で、報告第2号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状 況報告について」の説明を終わります。

議長

報告第2号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」、事務局からの説明が終わりました。報告の内容について、何か、意見等はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質問がなければ、報告第2号を終わります。

続きまして、議案の審議に移りたいと思います。

続きまして議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を 議題とします。事務局より内容の説明をいたさせます。

事務局

それでは議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を説明させていただきます。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の記の2に基づき、中頓別町の区域内の農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関する令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、審議を求める。令和3年6月30日提出、中頓別町農業委員会会長、。

平成28年4月1日から施行された改正農業委員会法に基づく、農業委員会の活動計画の策定方法により、作成するものであります。

具体的には、別紙のとおりでございます。

(詳細について、事務局より説明。)

なお、この活動計画は、町のホームページ等で毎年、(6月30日までに)公表 する予定であります。

以上、よろしくご審議の程、お願いします。

議長

議案第1号の説明が終わりました。何か、意見等はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質疑が無いようですので、議案第1号については、原案どおり、承認 することと致します。

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。

それでは、6 その他 (1) 令和3年度農地パトロール (利用状況調査) について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

議長	何か質問はありませんか。 本年度の農地パトロールは、もし8月上旬で実施が可能であれば、実施したい と思います。調整は、事務局でお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょ うか。
委員	異議ありませんの声
事務局	天候等考慮し、調整しますので、よろしくお願いします。
議長	次に(2)今後の予定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	何か質問はありませんか。
委員	ありませんの声
議長	長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第5回農業委員会総会を終了いたします。